

中野区産業振興センターの指定管理者の募集について

中野区産業振興センターは、令和7年3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了する。一方、区は令和6年2月に策定した「中野区産業振興方針」に基づき、中小企業に対する伴走型支援体制を構築するとともに、現在、中野区勤労者サービスセンターが実施している福利厚生事業について、同事業の充実と効率化を図り、令和7年4月から区が担う予定である(中野区勤労者サービスセンターは令和7年4月以降に整理・解散)。

こうした状況を踏まえ、令和7年4月からの新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり事業者を募集する。

1 対象施設

中野区産業振興センター(中野区中野二丁目13番14号)

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 選定方式

企画提案公募型事業者選定方式

4 指定管理者が行う業務

中野区産業振興センターを運営する指定管理者は、中野区産業振興センター条例に基づき、中小企業者の経営支援、創業及び新たな産業の創出の促進、勤労者の福利厚生・健康増進、就労支援、産業や雇用に関する情報の収集・提供並びに施設の管理・運営にかかる事業を実施する。

今回の募集にあたっては、中野区勤労者サービスセンターの解散を見据え、これまで中野区勤労者サービスセンターが実施してきた福利厚生事業(給付事業を含む。)を、新たに指定事業とするものである。中小企業の経営支援などや施設の管理運営と福利厚生事業を一体的に運営することで、効率性を高めるとともに、提供する福利厚生サービスを充実し、同サービス利用会員の増加を図る。

5 今後のスケジュール(予定)

令和6年 7月 指定管理者候補者の公募

10月 指定管理者候補者の選定

11月 区議会第4回定例会において指定管理者の指定に関する議案提出

令和7年 4月 指定管理者による業務開始